

国地契第33号
国官技第64号
平成15年6月9日

各地方整備局総務部長
企画部長 あて

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長

出来高部分払方式の試行について

出来高部分払方式（以下「本方式」という。）については、「出来高部分払方式の試行について」（平成14年8月26日付け国地契第33号、国官技第124号）により、本方式の試行に係る実施要領（以下「本要領」という。）を通知し、平成14年度発注工事において実施しているところであるが、平成15年度発注工事においても、本要領及び下記に留意の上、継続して実施されたい。

記

- ・平成15年度に発注する試行工事は、工期が長く、部分払の頻度が多い工事である本官工事、国債工事等を重点的に実施する。
- ・平成14年度に発注した試行工事件数が少なかった地方整備局においては、平成15年度発注工事において積極的に試行を実施する。
- ・平成15年度の試行工事については、本省と各地方整備局において別途業務量の改善を検討し、各種方策を採用する。
- ・本方式の試行は、平成15年度発注工事の完了をもって終了とし、試行結果の評価・分析を十分に行った上で本方式の本格導入について検討する。